

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月七日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(通信設備) 第四十四条 「略」 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 「一 略」 二 事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。）として維持され、及び運用される電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二㎞から三〇㎞までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの 〔(1)・(2) 略〕 (型式確認) 第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。 「一 略」 二 電磁誘導加熱式調理器 〔(1) 略〕 (2) 高周波出力の定格値が十キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。 〔(3)〔6) 略〕 〔2〕4 略〕		(通信設備) 第四十四条 「同上」 2 「同上」 「一 同上」 二 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるものから負荷側、又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二㎞から三〇㎞までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの 〔(1)・(2) 同上〕 (型式確認) 第四十六条の七 「同上」 「一 同上」 「二 同上」 〔(1) 同上〕 (2) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。 〔(3)〔6) 同上〕 〔2〕4 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の電波法施行規則（以下「旧規則」という。）第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る電波法第百条第一項の設置の許可及び旧規則第四十四条第一項第一号(1)の型式の指定並びに電磁誘導加熱式調理器に係る旧規則第四十六条の七第一項（第二号に係るものに限る。）の型式の確認は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。